

令和7年度
教育委員会活動の点検・評価報告書

令和8年3月

枕崎市教育委員会

目 次

I はじめに

1	事務事業の点検・評価の概要	1
2	点検・評価の対象	2
3	実施フロー	2
4	外部評価委員会（学識経験者の知見の活用）	2
	枕崎市教育委員会外部評価委員会設置要綱	3

II 事務事業の点検・評価の内容及び結果について

1	評価の観点	4
2	観点別評価	4
3	評価の結果	4 ～ 5

III 外部評価委員の意見及び提言

6 ～ 8

IV 参考資料

1	教育委員会の活動状況	9
(1)	会議の開催状況	
(2)	審議状況	
(3)	学校訪問	
(4)	管理職研修会等	

I はじめに

1 事務事業の点検・評価の概要

枕崎市教育委員会は、「明日の社会を担う心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に掲げ、生涯学習の観点に立ち主体性・創造性・国際性を備え、心豊かでたくましく生きる市民の育成を目指して、教育・文化・スポーツの振興を図っています。

その推進に当たっては、本市の教育的伝統や風土を生かす中で、社会の変化に的確かつ柔軟に対応しながら学校・家庭・地域社会の連携と協力のもとに「生きる力」を備えた青少年の育成に努めています。また、市民一人一人が自己教育力を高めて個性と能力を発揮しながら生涯にわたって学習できるよう諸条件を整備し、生きがいを感じ個性を育む生涯学習社会づくりに努めています。

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成 20 年 4 月 1 日施行）、各教育委員会は毎年、その教育行政事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることが規定されています。

そこで、教育委員会では、令和 7 年度の事務事業に係る「教育委員会活動の点検・評価」を実施するに当たり、枕崎市教育委員会外部評価委員会を設置して、意見・提言等をいただき、それを参考にして枕崎市教育委員による評価を行い、議会へ報告書を提出し公表を行うものです。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

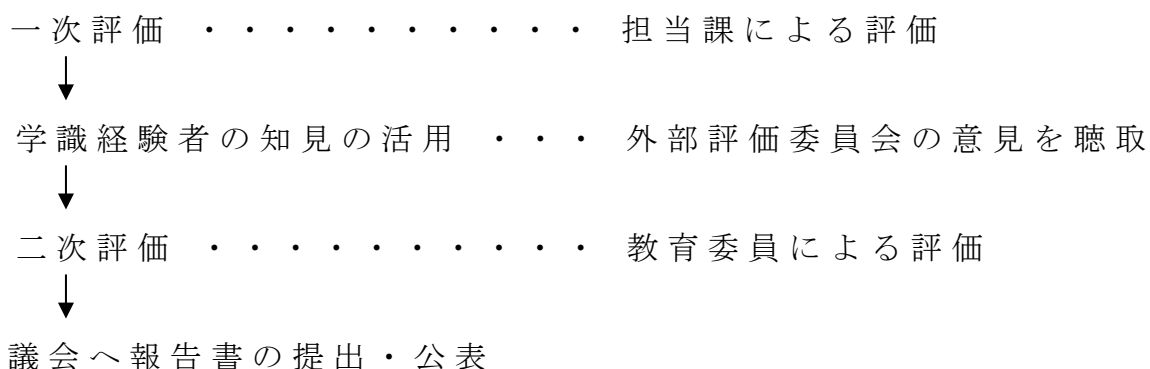
2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、次のとおり選定しました。

- 人間性豊かな人をつくる学校教育の推進
 - ・「デジタル・シティズンシップ教育事業」（学校教育課）
 - ・「学校給食地場産物活用事業」（給食センター）
- 豊かな人間性を育む生涯学習の推進
 - ・「枕崎市二十歳のつどい」（生涯学習課）

3 実施フロー



4 外部評価委員会（学識経験者の知見の活用）

点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する外部の方々の意見を聞く「外部評価委員会」を設置し、委員からの様々な意見、提言等をいただきました。

委員は次のとおりです。

氏 名	委 員 選 任 区 分
二 宮 充 久	教 育 機 関 関 係 者
中 村 みほり	企 業 関 係 者
新屋敷 いずみ	社会教育、社会体育及び芸術文化関係者
福 元 鶴 代	教育委員会が必要と認める者
谷 上 宗士郎	教育委員会が必要と認める者

枕崎市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 枕崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うため、枕崎市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会が所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関関係者のうち、知見を有する者
- (2) 企業関係者のうち、知見を有する者
- (3) 社会教育、社会体育及び芸術文化関係者のうち、知見を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

II 事務事業の点検・評価の内容及び結果について

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性、効率性、有効性の観点で行いました。

[観点別評価の考え方]

観 点	チェック項目
妥 当 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か ・ 市が関与しなければならないか
効 率 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投入コスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか ・ コストを下げる工夫をしたか
有 効 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか ・ 手段(実施方法)は有効か

2 観点別評価

事 業 名	妥当性	効率性	有効性
① 「デジタル・シティズンシップ教育事業」	妥 当	妥 当	妥 当
② 「枕崎市二十歳のつどい」	妥 当	妥 当	妥 当
③ 「学校給食地場産物活用事業」	妥 当	妥 当	妥 当

3 評価の結果

事 業 名	評価(まとめ、課題等)
全 体	<p>・ 各事業は市民ニーズに対応した事業となっており、効率性及び有効性からも妥当なものとする。今後とも教育委員会及び外部評価委員会からの意見・提言等を参考にして、事務事業の改善・推進に努められたい。</p>

<p>① 「デジタル・シティズンシップ教育事業」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル機器は、これからの社会に不可欠であり、子供たちが活用できなくてはならない。今後も継続して予算を組んで、学習に活かせるようにしてもらいたい。 ・学校教員だけに頼る教育の他にデジタル配信で個々に合わせた学力向上に繋がるきっかけになっていくことを期待しています。
<p>② 「枕崎市二十歳のつどい」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加率が上がっているのは良い事です。やはり SNS の活用は大きいと思います。 ・毎年「二十歳のつどい」を行うことで地元に戻るきっかけをつくり、郷土愛を再認識させるためには必要な行事である。 <p style="margin-left: 2em;">地元に残っている二十歳の若い人々で企画、運営していくことも大切なことだと思います。これからも続けて欲しい事業です。</p>
<p>③ 「学校給食地場産物活用事業」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の食文化や食材を感じる大事な機会になり、また、家庭で知りえなかったことを学べる機会になります。今後、更なる拡大を希望します。 ・子供たちの給食に枕崎のものを使っていることで、地場産業を知る良い機会でもあります。もっと広くアピールしても良いのではと思います。 ・食材の物価高騰に伴い、食への意識が薄れていく時代の中で、地元食材を使って子供たちに郷土料理を食していただく機会はとても大切なことだと思います。地元企業の協力を得ながら毎年、継続をお願いいたします。

Ⅲ 外部評価委員の意見及び提言

施策 「事務事業名」 (担当課)	意見・提言の内容	事務局説明・対応等
<p>人間性豊かな人をつくる学校教育等の推進</p> <p>「デジタル・シティズンシップ教育事業」 (学校教育課)</p>	<p>・小学校5・6年生の児童を対象に週何回とかカリキュラムが決まっているのでしょうか。</p>	<p>・具体的なカリキュラムではなく、授業で取り入れて活用していくことと、家庭学習の方で活用・使い方を学ぶこととなります。授業の計算などの補助、アプリを用いながら、その中で使い方を学んでいく形になります。</p>
	<p>・講師の方はデジタル・シティズンシップを推進している企業の方になるのでしょうか。</p>	<p>・常にとりわけではなく、導入の時に講師が説明をし、先生方に使い方を教え、基本的には学校が運用していくこととなります。</p>
	<p>・家庭学習で使う時、タブレットは持ち帰る訳ですが、通信などはどうなるのでしょうか。</p>	<p>・基本的には家庭のWi-Fiに繋ぐということになります。また、学習環境を確保するため、ルーターの貸し出しを行っております。保護者には各学校を通じまして活用をお願いをしています。ただし、SIMカードは別途契約が必要で保護者負担となります。</p>
	<p>・この事業はこの予算額で実施できるのでしょうか。</p>	<p>・プレ事業として2年間、その当時の5・6年生に対して無償で取り組んだ経緯があり、その結果を受け、引き続き予算化して取り組む形になります。</p>
	<p>・宿題を家でデジタルです話を聞いたんですけど、それは1年生から、または学年が決まっているのでしょうか。 また、全員にタブレットが配布されているのでしょうか。</p>	<p>・タブレットは全員に配布され、宿題も1年生からデジタルもあります。紙媒体もあり、併用している状況になります。メリットとして、理解できている範囲を子供たち・先生が把握できるということ、紙で採点するよりも瞬時に採点でき、どこまで理解しているということが反映されますので、現在、ICTと紙媒体のどちらもメリットがありますので併用している状況となります。</p>
	<p>・ソフトを導入しているということですが、どのようなソフトなのでしょうか。</p>	<p>・ソフトは子供たちがデジタル社会に入ってその中で情報を選択し、シミュレーションで進んでいく内容で情報教育のソフトになっております。</p>
	<p>・講師を招いてワークショップの実施とあるのですが、どのような内容になるのでしょうか。</p>	<p>・ソフトの使い方も含めてですが、情報の活用の仕方、その情報だけを鵜呑みにせず、その情報を信じて行動したため、このような事例が発生したなど情報モラルに似ている部分もあります。そのような内容を含めて講師に話をしてもらっています。</p>
	<p>・子供たちの情報活用能力(情報の真偽の見極めなど)を伸ばすためには、家庭との協力の在り方も必要ですので、家庭との連携を推進して取り組んでいただきたい。 また、市から家庭に対してアプローチをするなどの形はとれるのでしょうか。</p>	<p>・家庭に関してはなかなか難しい面もありますが、アプリでは学校と家庭が連携し、子供が使っている中で学習できるようなシステムになっております。それを活用しながら、学校のPTA等で家庭での使い方・用い方や情報モラル教育なども進めているところです。 また、家庭の方にも、現在の社会状況等も踏まえ、話をするように指導していきたいと考えております。 生涯学習課の方では、年に2回ほど「家庭生活に関するアンケート」でメディアに関するアンケートも取っております。その結果に応じて、全家庭に結果とどのようにすればよいかをお返しています。市P連の大会の中では今年度、意見交換会というのをつくり、各学校ごとにスマホの使い方について話し合いを行い、いろいろな課題や解決策を共有しています。 また、家庭教育手帳を毎年、配布し、その中にも記載してあります。発信はしていますけれども、双方向ではありませんが、このような取組を行っております。</p>
	<p>・保護者から子供のスマホの扱い方やスマホ依存について、学校の方に声は届いていないのでしょうか。</p>	<p>・具体的にスマホ依存についての問い合わせや相談はありません。しかし、子供たちがゲームやスマホを使いトラブルになったりすることも皆無ではありません。教育委員会として学校には基本的に小中学生に関してはスマホの所持は望ましくないと発信していますが、どうしても保護者が買い与えてしまい時間制限制限できない状況もあつたりしますので、指導がなかなか行き届かないところが難しいところです。こちらとしては繰り返しお願いしたり、訴えたりしていくしかない状況でありますので、情報の弊害などを含めいろいろな場面で訴えながら伝えていきたいと思っております。</p>
	<p>・スマホ等の使用は家庭できちんと把握していただかないと学校では把握するのは難しいと思います。連携して少しでも児童生徒が良い環境でいろいろな機器をプラスに扱っていきけるようにしていただければと思います。</p>	
<p>・情報活用能力の育成について、継続的・効率的な指導方法を検討していただきたい。</p>		

III 外部評価委員の意見及び提言

施策 「事務事業名」 (担当課)	意見・提言の内容	事務局説明・対応等
豊かな人間性を育む生涯学習の推進 「枕崎市二十歳のつどい」 (生涯学習課)	・ 毎年の参加率はどのくらいになるのでしょうか。	・ 参加率は昨年度が極めて良く84.5%で、その前年度が68.6%です。どのような理由で高くなったのかは分かりませんが、LINE等の繋がりがあり、それらを活用し連絡を取り合うことが大きいと思います。
	・ 事業費が年々少しずつ増加していますが、参加者は関係しているのでしょうか。	・ 今年度上がった分は郵送料、通信費の値上がりで演台の花代の値上がり分となります。
	・ 今年度、案内をする方は何名か分かっているのでしょうか。	・ 今年度はまだスタートしていませんので分からないところです。昨年度は対象者が174名のうち147名の出席でした。市内中学校の卒業生は168名で141名の出席となり83.9%の出席率となります。
	・ 案内を出す時にその時点で住民票が枕崎にある人だけにしようか。	・ 住民票記載の住所に送付しますが、転出した場合は転出先の住所に送付します。転出先を異動した場合は個人情報の関係で追えませんので、返送されてきたものを実家であったり友達等を通じ実行委員会で調べます。また、広報紙にも掲載し連絡をもらうようになっています。昨年度に関しては、LINE等SNSで繋がっており、連絡が全ての対象者と取れたところです。
	・ はがきを送付してやり取りをしているということですが、例えば、LINEで市の情報を発信し、受け取るというような考え・方向性はないのでしょうか。	・ 現在の方法は各校区から2名の実行委員をお願いしています。その実行委員の方々と我々事務局はLINEで、実行委員の方々は同級生とLINEで繋がっています。実行委員を介して今の住所を調べてもらっている状況です。 最終的にはがきを出して返事をもらっていますが、写真撮影の申し込みの有無のチェック等を事前にするためです。 また、LINEでの情報発信については計画段階ですが、来年度に本日も取り組むように考えております。
	・ 参加者と地域社会の絆を強める機会であるので、できるだけ多くの参加者が地域愛を育んでいけるように努めていただきたい。	
	・ 枕崎の良さやふるさとの落ち着きに気付く機会となる。90%近くの参加者がいることで、ふるさとへの思いが強いことがわかる。枕崎を離れた方々が将来Uターンして来られることを期待したい。	
人間性豊かな人をつくる学校教育等の推進 「学校給食地場産物活用事業」 (給食センター)	・ 給食の食材はだいたい枕崎のものを地産地消ということで使われていますか。	・ 毎日約1,400食の給食を提供するため、食材はかなりの量が必要で、野菜など枕崎市内のみによる調達はできていません。市内農家による野菜供給検討会も毎月1回開催していますが、供給量や気候、時期的な問題で提供できないという課題もあり、なかなかできていないところです。一番良いのはすべて地元産食材でまかなえるのが理想ですが、難しいというのが現状です。そのため、地元産が難しければ県内産という形で発注しています。主食の米も枕崎産米であれば月に1・2回提供している状況です。
	・ この事業は新たに始まったということでもよろしいでしょうか。今までも枕崎牛や鹿籠豚を使った給食は出していたと思うのですが、事業名称がついて新規にスタートしたということでもよろしいでしょうか。	・ そのとおりです。 また、昨年度は給食費の値上げは見送っていましたが、途中物価高騰で給食費会計が厳しくなり、枕崎牛などを提供できない状況でしたが、農政課が事業主体で生産者支援を目的に枕崎牛や鹿籠豚を3学期に5回程度提供することができました。 枕崎牛などの提供は以前も行っていましたが、今後はこれまで以上に枕崎牛、鹿籠豚やかつおなど地元産物を含め枕崎で生産されているものを提供し給食を魅力あるものに充実させ、給食の価値を高める取組を進めていきます。
	・ 活動の中で生産者を招いた交流授業とか交流試食会とかありますが、その生産者の方が食材の生産に関わることに児童との交流事業はされたことがあるのですか。 また、児童から質問や意見はたくさん出てくるのでしょうか。	・ 交流事業はこれまでも行っています。質問や意見もたくさん出され、生産者と直接話すことで交流ができています。 また、その後、交流給食を行うこととなります。
	・ これからも学校給食が児童生徒の皆さんが食生活を学ぶ場になればと思います。	・ 先日、給食センター運営委員会を開催し、委員である保護者の方から「子供が大変、給食を楽しみにしており、特に枕崎牛などの特産品を使用していると家族に話をして、会話が弾むことを喜んでいました。」という発言もありましたのでご紹介しておきます。

Ⅲ 外部評価委員の意見及び提言

施策 「事務事業名」 (担当課)	意見・提言の内容	事務局説明・対応等
枕崎教育委員会 自己点検・評価 シートについて (教育委員会 全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の施設整備費とあるのですが、毎年、優先順位等を決めて行うのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市では将来を見据え3年間から中長期の整備計画を立てています。 例えば、昨年は中学校のバリアフリー工事を実施しましたが、今年度は小学校のバリアフリー工事を実施、そして、来年度は今年度に引き続き、小学校の洋式トイレへの改修工事を3年間の計画を立てて実施しているところです。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流の2事業は県で何名が参加できる事業でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「県青年海外ふれあい事業」は12名、「県青少年国際協力体験事業」は18名のうち枕崎からは2名が参加しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国がDXを進めていますが、デジタル教育が進んでいるスウェーデンでは、文章を書いたり字を書いたりすることができない子供が増えたため、字を書く時間を設けているということでした。デジタル教育が進んでいきますが、どちらもバランスを取って進めてもらいたいと思います。 ・ 「少年の船」事業がコロナもあってここ何年も中止されています。予算や日程などもあるのですが、当初予定した日が実施できない場合の代替日の設定などの考えはないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「県青年海外ふれあい事業」は12名、「県青少年国際協力体験事業」は18名のうち枕崎からは2名が参加しています。 ・ 今年度も代替日を考えて三島村と調整を行いました。結果、断念するに至りました。来年度は水産高校の船をお借りして、時期も変え実施できるように計画しているところです。
一般的な意見・意見・提言等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	

IV 参考資料

1 教育委員会の活動状況（令和7年度）

(1) 会議の開催状況（令和8年3月31日現在）

定例会	12回
臨時会	1回

(2) 審議状況（令和8年3月31日現在）

① 付議案件数 42件

（内訳）	議案	40件
	その他案件	2件

② 会議に付された主な案件

- ア 各種委員の委嘱・任命を行うこと。
- イ 教育予算の見積を決定すること。
- ウ 奨学生を決定すること。
- エ 枕崎市就学援助費支給の認定をすること。
- オ 教育委員会規則・要綱の制定又は改廃を行うこと。
- カ 枕崎市教育行政の重点施策を定めること。
- キ 学校備品の廃棄を承認すること。
- ク 優良社会教育関係団体及び個人功労者、青少年健全育成功労団体及び個人功労者の表彰に同意すること。

(3) 学校訪問

○ 学校訪問

授業の参観、学校経営状況に係る説明・質疑等を行う機会として、「学校訪問（うち2校は教育事務所との合同訪問）」を実施した。

1学期 7校（5月：2校・6月：4校・7月：1校）

2学期 1校（9月）

(4) 管理職研修会等

- ① 校長研修会 8回
- ② 教頭研修会 7回
- ③ 管理職自主学習会「黒潮会」 3回

（うち1回は校長研修会と兼ねる）